

スクラム

2026年2月号
第250号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

ごまかしの衆議院議員選挙を振り返り、 そして今思うこと

執行委員 尾坂紀生

自民党の歴史的な大勝で「高市早苗ごまかし劇場」は第1幕を閉じた。自民党単独で3分の2の議席を獲得、仮に参議院で議案が否決されても、再度衆議院で採決すれば法案が通る、という「やりたい放題」が可能になった。おそらく、増税とさらなる軍事費増額、そして具体的改憲準備が近い将来行われるだろう。労働法制についても労基法の例外適用が実施され、われわれの労働運動を潰しに来るだろう。高市のおかげで、決して揺るぎない私たちの闘いがますます意義あるものになっていく。やってやろうじゃないか！

そもそも中道には選挙戦の大きな争点をつくることができなかった。消費税に関しては与野党とも似たりよったりの訴えだったし、中道はアメリカとの同盟重視、原発容認、沖縄の基地容認、「反高市だけど反自民党ではない」などと矛盾することを言っていた。誰が見ても「高市=自民」じゃないか！中道は自民党にすり寄りたいのか？中道もごまかそうとしてないか？

選挙前、最も争点になりそうだったことは物価高対策だった。しかし、各党からは具体案は示されず、「食料品の消費税廃止」でごまかされた。冷静に考えると消費税廃止は物価高対策でもなんでもない。消費税と物価高は次元の異なる話だ。例えば、今や日本の6割強の食料品は輸入品だ。だから「物価高対策」の一つの切り口は円安を改善することだが、与野党ともその具体策の議論がほとんどなされなかった。消費税廃止が物価高対策だと思わされるごまかしにまんまと乗せられてしまった人々よ、もっと賢くなろう！

「スパイ防止法」は結局「反体制の摘発」をするためのものだ。権力側の摘発の根拠は彼らの恣意による。だから日本人の市民が摘発される。労働組合は1番に狙われるだろう。ユニオンとその組合員が狙われる。そんな社会が現実のものになりそうだ。スパイ防止法が「違法外国人対策」だとごまかされている人よ、気づいてほしい、それは偽装なのだというのを。

最後に「高市早苗ごまかし劇場」について1点だけ触れておきたいことがある。それはYOU TUBEで繰り返し流れた『高市早苗動画』についてだ。1億4000万回も再生されたという。この動画は高市を避けて

いる人の動画視聴時にも強制的に流された。つまり、アルゴリズムのせいで再生されたわけではない。ということは自民党が大金をはたいて広告枠を買ったとしか考えられない。だとしたら、「公職選挙法第 142 条 1 項」違反だが、自民党としては「あれは選挙動画ではなく、政治活動動画だ」と強弁し、ごまかすだろう。広告枠を買うには大金が必要で、巨大な資金を持つ政党にしかできないことであり、選挙の公平性を逸脱する行為だ。このごまかし動画には腸が煮えくり返る。

とにかく、これから悪法が次々と提案され、強行採決されるだろう。しばらく歯を食いしばってがんばらねばならないと思う。その気持ちを社民党の大椿ゆうこさんが支援者向けの挨拶のなかで代弁してくれているので、紹介してまとめとしたい。

『社民党は議席を獲得できず、厳しい結果となってしまいました。応援していただいた皆様に、心からお詫び致します。(中略) 私自身は、厳しいご意見にも向き合う覚悟です。(中略)全国にいる 2000 万人以上の非正規労働者、890 万人と言われるアンダークラスの人々をターゲットにした雇用政策を練り上げ、街に出て労働相談に応じ、労働者たちがエンパワーする場を作りたいと思います。それは自民党にも、維新にも、国民やましてや参政党やみらいにも出来ません。やるなら私たちです。(中略)ここまで落ち込んだ社民党の再生は容易ではありません。私の国政復帰も簡単ではありませんが、もうしばらく踏ん張ろうと思います。引き続きの応援をよろしくお願いいたします。 大椿ゆうこ』

ごまかされないユニオンに結集を！

中国帰国者の会 春節を祝う会を開催

2月15日、広島市中央公民館大ホールにおいて、春節を祝う会が開催された。中国帰国者の方たちを中心に160名を超える人が参加した。開会にあたって、中国帰国者の会代表である土屋委員長から挨拶があった。挨拶の内容は以下の通りである。



みなさん、こんにちは。今年も春節を迎えることとなりました。一緒に春節を盛大に祝いしたいと思います。
今、日本の政治状況が、あまり良い方向に進んでいません。高市総理は、台湾有事があれば日本は中国と戦争するなど国会の場で公然と表明しました。日中関係はこの発言によって、これまでになく悪化しました。しかも、高市総理はこの誤った自身の発言を撤回することもなく、日中関係をさらに悪化させています。
中国は一つであり、台湾問題は中国の内政問題です。このことは1972年の日中国交回復以来、幾度となく日中間の公式文書で確認してきたことです。私たちはこのことを再度確認し、子々孫々の日中友好と日中不再戦の旗を掲げて前進していかなければなりません。日本と中国は決して戦争をしてはなりません。そのためには草の根的な市民の交流が極めて大事です。

この春節を祝う会が、そのような日中友好の場となるようにしていきたいと思います。

中国帰国者の方々、とりわけ残留孤児の方々、伴侶の方々もそれぞれにご高齢となっています。健康に留意され、元気に過ごされるよう心からお祈りいたします。みなさまの健康と長寿を願い、春節を祝う会を開催いたします。共に楽しいひとときを過ごしましょう。

春節では、中国のお祝いの席で披露されるヤンガ踊りや二胡の演奏、太極拳や太極扇、馬頭琴の演奏など、日ごろ練習されている成果が十分の発揮されたものであった。また、春節に相応しい料理の数々が各テーブルに出されて、出席者のみなさんは心ゆくまで味わった。中国残留孤児の方たちも、みなさん80才を超え、本当に元気に過ごしていただきたいと願った会となった。



スクラムユニオン・ひろしまの歩みから (13)

委員長 土屋 信三

IV 「現代の奴隷制度」としての技能実習生制度

〈ケース4〉 日立製作所笠戸事業所での大量解雇事件

82名のフィリピン実習生たちがスクラムユニオンに加盟

この場に参加していた40数名のフィリピン実習生たちは説明を受けて、すぐにスクラムユニオンに加盟



した。集会に参加していなかったメンバーに対しても呼びかけが行われ、さらに加盟書が届けられた。年内に4次にわたって強制帰国させられる99名中6割のメンバーがスクラムユニオンに加盟し、解雇対象者以外も組合に入ってきた。

時間が切羽詰まっているので、すぐに日立製作所に組合加盟通知書と団交要求書をファクスと郵送で送付した。日立製作所からの回答はきわめて高圧的なもので、団交時間の制限、団交出席人数を3人と制限、組合加盟メンバーの名簿提出、団交内容の第三者への口外禁止など、ふざけたものであった。ただ、まずは団交を行うことが優先される状況の中、組合員名簿の提出だけを拒否して日立の要求を飲み、団交を設定した。

2018年10月4日には第1回団交が行われた。普通、団交では名刺交換から始まるが、日立の団交出席者は名刺も出さず、名前を名乗るだけで役職名も明らかとしなかった。しかも、冒頭に団交内容を第三者に明らかにしないという誓約書を書かせるなどという、きわめて屈辱的なものであった。団交では、この間の経緯と事情説明、なぜ、この99名が解雇・強制帰国させられねばならないのか？3年間の技能実習期間で本来獲得できたはずの賃金を補償させることなどが主議題となった。

損害賠償・慰謝料請求訴訟を見据えて

強制帰国させられるフィリピン実習生たちの多くは、「日立製作所」という大企業の名前を信じて、日本の技能実習を選択して来た。ところが、実際の仕事は単純肉体労働で、裏切られたという思いが強い。その上、わけも分からぬ中で、解雇・強制帰国されようとしている。1年間の実習で得た賃金では、日本へ来るための実費を補填するだけで精一杯ということもある。日立製作所やフレンドニッポンは、契約更新が1年ごとに行われていることをもって、賃金補償などする必要はないと実習生たちに伝えていたが、わずか1か月の解雇予告手当で済む問題ではない。

われわれは団交と並行して、最悪の場合、損害賠償請求訴訟を起こすことを見据えて準備を進めていった。弁護団を形成し、第1陣のメンバーからは、弁護士への委任状と訴訟委任状を受け取り、陳述書を書いてもらった。ただ、裁判となれば、時間とお金がかかることもあり、できるだけ団交で決着をつけようと考えていた。

フィリピン実習生の権利を守るために

団交を行うと、解雇問題についてはそれほど争点とならないことが分かった。実習機構が実習計画を認めて許可すれば、すぐにでも実習再開すると日立側が明言したからである。しかし、在留期限が来たので解雇せざるを得なかったという主張であった。それならば解雇するのではなく自宅待機という形で休業補償を行い、実習中止となれば残日数の賃金補償を行えばいいではないかと主張したが、平行線のままであった。

ただ、連続した団交の過程で、日立側の変化が生まれてきた。これは多くの新聞社やテレビなどの報道によって、大きな社会的世論が喚起されたこと、並びに訴訟の現実性が高まったことが影響したのではないかと考えている。

日立側から出てきた補償案は「実習中止となれば、実習ができなかった期間の基本賃金分は補償する」というものであった。ユニオンとしては、残りの実習期間=22か月分の補償を、年内までに、あるいは実習中止の判断が実習機構から出た時のいずれか早い段階で行なうよう要求した。結論として、日立製作所がこの

要求を飲むことで結着した。合意内容の主なものは、今回解雇されたフィリピン実習生たちの逸失利益に当たる22か月分の基本賃金100%を支払うというものであった。(次号に続く)

闘 争 短 信

江田島自動車学校 露骨な組合潰し

「スクラム」249号で、合法性を装った組合潰しを許すな！という一文を紹介した。この時には、主に組合員である那須さんを就業規則を変更してまで定年退職に追い込んだことを報告した。そして、会社は鈴木分会長にねらいを定めて処分を画策していることを伝えた。

懲戒解雇ではないが、普通解雇とする

会社は1月13日付で「解雇通知書」を鈴木分会長に送りつけてきた。内容は「貴殿は、令和5年6月24日に当社に採用されて以降、数々の業務命令違反行為及び服務規律違反行為を行いました。…教習生へのハラスメント行為、教習の公平性を疑われる行為、その他会社の信用を失墜する非違行為等、就業規則第73条（懲戒解雇及び諭旨解雇）に該当する行為。…いずれも、懲戒処分に相当しうる重大な非違行為と評価されるものであるが、諸般の事情を総合的に考慮し、2026年1月13日をもって普通解雇とします。」というものであった。

この通知の後に、個別の事案内容が列挙されているが、その内容も事実をゆがめたでっち上げに近いもので、これで解雇することなどとてもできないものばかりである。しかも、その証拠として出してきたものの中には、盗聴してかき集めたものまであった。教習車の中に盗聴器を仕掛けたか、あるいは教習生自身に録音するよう仕向けて集めた記録があった。また、シミュレーション講習では、部屋の中か、同じく教習生に録音機を持たせて集めたものがあった。このことを団交で追及すると、会社側弁護士が証拠集めの方法を指導し、松村副社長が指示したものと分かった。会社が組織的に盗聴という手段まで取って、しかも教習生を巻き込んで鈴木さんが不利となるような情報を収集したのである。こんなことが許されるはずがない。

団体交渉では、これらの不法行為を弾劾するとともに、解雇処分を撤回するよう強く要求した。しかしながら、会社の回答は「解雇を撤回することはない」というものであった。今後は、団交は継続していくが、不当解雇撤回、原職復帰の闘いとして法廷闘争に取り組むつもりである。同時にこれほどまでにあからさまな組合潰しに対して、不当労働救済申立を広島県労委へ行うつもりである。

(株)第一運輸 M 組合員 労災認定される！

江田島自動車学校との団交に向かう途中、M組合員から電話があった。「今日、労基署から電話がありました。何か、担当者が変わるという話でした。そして、労災は認められたということでした。」思わず、「労災が認められたの?! 本当! それは良かった。」と大きな声を出してしまった。

中央労基署の担当官の対応は、あまり熱心なものではなかった。しかも、「労災を認定するかどうかは、

初めて医者にかかった日(初診日)以前のできごとを基に判断するのであって、それ以後のできごとは勘案しません。」などと面談時に発言していた。すると、M組合員が自死に追い込まれるまでのパワハラ的過程などは一切考慮されないことになる。

正直、それでは労災認定はむずかしいのではないかと考えていた。労災不認定を前提として、M組合員とは会社を相手取って損害賠償請求訴訟を準備しようと弁護士との相談も行っていた。

M組合員の苦しみは一連の流れにある

彼の苦しみは、車のステッカーを剥がしたという些細なできごとに対して、社長をはじめ、「みせしめ」として解雇しようとしたことに端を発している。さらに「自主退職しなければ懲戒解雇する。退職金も支払われない。器物損壊として警察に刑事告訴する。」と脅迫されたことに起因する。これだけでも大変なことであったが、仕事を外され、さらし者のように就業規則を読むことだけを強制されるような日々があった。同僚の目には、どのように映っていたらうか？

スクラムユニオンに加入し、団体交渉を経て解雇だけは撤回されたものの広島営業所の責任者である杉山を通じての会社のパワハラは収まらなかった。冬の一時金は半減させられ、杉山からは「組合に入って何かいいことはあったか」などと揶揄される日々が続いた。さらに再び退職金も支払われないかのような脅しが行われた。M組合員は、精神的に追い詰められ自死を試みるまでに至った。幸い、命は取り止めたものの会社からは単なる演技、偽装なのではないかとばかり、「無断欠勤は認めない、すぐに出勤しなければ解雇する」といった傷口に塩を塗り込むような通知文が届いた。実際には、奥さんの方から電話連絡を取っていたのであり、それを事務方から受け取らなかった杉山のミスがあった。そして、杉山は本社に「M組合員は無断欠勤している」などという虚偽の報告を行ったのである。

一人の労働者の人生を大きく狂わせるようなパワハラを行った第一運輸を許すことはできない。労基署には、これらの全過程をきちんとつかんで判断して欲しいと考えていた。結果は労災認定ということだったので、本当に良かったと思っているが、今後、調査復命書を開示し、どのような根拠をもって労災認定がなされたのかを明らかにして教訓化していきたい。

闘争報告 1.26 韓国オプティカルハイテック労組支援行動

日東電工争議解決を求めて広島でも街頭行動

広島では「韓国民衆に連帯する会」主催で、日東電工争議（韓国オプティカルハイテック闘争の概略は※註のとおり）解決を求める広島街頭行動を行っている。今年も高市が抜き打ちで衆議院を解散し、総選挙公示直前の1月26日に本通り青山前で取り組まれ、スクラムも参加した。

高市が「国論を二分する国の安全保障政策の大転換の是非を問う」と言って軍事大国化の道へつき進もうとしているなかで、参加者たちは、口々に「日本から戦争を準備することがあってはならない。韓国、台湾、中国、朝鮮、東アジアの民衆の平和をつくり、日東電工の人権侵害と闘う韓国労働者に連帯しよう」「韓国労働者を食物にして逃げるこれほどひどい多国籍企業はない」「スラップ訴訟に負けず日本からも韓国の労働者の闘いを支援する輪をひろげていこう」「選挙で自民党とその取り巻きの連中をたたきつぶそう！そ

のことが日東電工による不当労働行為の真の解決に近づく道だ」などと訴えた。



当日は、市民のビラの受け取りもよく、宣伝活動の途中で何事かと興味を持って近づいてくる韓国人グループや、横断幕を見て説明を求めて来る若い人がいたり、行動が終わった後でビラを求めてきたりする人もいて、この問題への市民の関心は徐々に広まっていることを実感した。これからも韓国オプティカル労組への支援の輪をさらに広げていこう。

※註 韓国オプティカルハイテック闘争とは

2003年、韓国オプティカルハイテック（以下、韓国オプティカル）は、日東電工の100%子会社として韓国 亀尾^{くみ}市の工業団地に設立され、主に携帯電話の液晶画面に使う偏光フィルターを生産していた。この会社は、韓国政府から、50年間土地の無償貸与、法人税等の免除という破格の特典を受け18年間で7千億円以上稼いだ。しかし、2022年に発生した工場火災を理由に、140億円の火災保険がおりて十分に工場が再建できずにもかかわらず会社の廃業を決定した。そして希望退職に応じない17名を整理解雇した。火災後日東電工は、韓国オプティカルでの生産を韓国日東オプティカル（以下、韓国日東）に移した。

解雇された7名の組合員は、事業を継承した韓国日東での継続雇用を要求したが、日東電工はそれを拒否し、希望退職に応じずに会社施設に立てこもる組合員の自宅や賃貸住宅の補償金まで差し押さえようとする人権侵害を行った。

また、解雇された労働者のうち二人の女性労働者が、2024年1月から焼け残った会社の屋上に籠城し、猛暑の日も極寒の日も、電気も水もたれたなかで韓国日東での継続雇用を求めた。うち一人は600日間籠城で闘い続けてきた。

韓国オプティカルと韓国日東は別会社というのうそだ

親会社日東電工は、韓国オプティカルと韓国日東は別会社であるとして、組合員の雇用継承要求に一切応じなかった。ところが、最近、会社の内部文書から日本の本社日東電工の統制の下で、韓国オプティカルと韓国日東の二つの会社が事実上一つの事業活動をしていたことが明らかになった。

韓国オブティカル労働組合と支援団体への弾圧

韓国オブティカル労働組合役員と支援団体等が昨年1月、日東電工社長宅を訪問し、解雇された労働者の手紙を読み上げ、労組と話し合い、雇用を継続するように申し入れた。日東電工は、これが「面会等強要」にあたるとして、去年6月、支援団体の社長宅近辺での一切の活動を禁止する仮処分申請を東京地裁に起こし、東京地裁は今年1月、会社の主張を認め、社長宅半径200mの範囲内での一切の抗議行動を禁止するという反動的な仮処分を出した。また、日東電工は昨年9月には、全国の日東電工関連施設(広島支店及び尾道工業団地内工場を含む)への要請行動の禁止を求める訴訟を起こした。

日東電工は韓国日東での継続雇用を求める韓国オブティカル労組の闘いの国際的な広がりを抑え込むために、韓国オブティカル労組の正当な組合活動とそれを支援する市民団体に対する全面的な弾圧をかけてきている。

お知らせ

3月11日 フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会 3.11集会 原爆ドーム前にて
 3月13/14日 解雇・パワハラホットライン開催 10:00~18:00
 フリーダイヤル 0120-501-581
 スクラムユニオン・ひろしま事務所 082-264-2310

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

1月の報告 (一部抜粋)	2月の予定 (一部抜粋)
5日 アバンセ団交	1日 アスベストユニオン大会
6/7日 出雲労働相談	8日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
8日 泰清会団交	9日 統一コミッティ、アバンセ事務折衝
9日 北吉水産団交	10日 日総工産団交
11日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	12日 江田島自動車学校団交
13/14日 出雲労働相談、実習生ネット	15日 中国帰国者の会・春節を祝う会
15日 DAYS団交、弁護士打ち合わせ	16日 実習生ネット
16日 県労委結審(栄己建設)	19日 ナックユノ団交
17日 北吉水産団交	20日 第一ビルサービス団交
22日 統一コミッティ、那須裁判、NPO事務局会議	21日 ユニオンネット全国総会
23日 ヤマト団交	26日 NPO事務局会議
28日 佐世保重工業団交 (他)	3月1日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 (他)